

浜田市告示第 91 号

地 籍 調 査 の 実 施 の 告 示

国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）第 4 条の規定により適用される国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づいて、島根県知事が令和 7 年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 事業計画が定められた年月日 令和 7 年 4 月 1 日
- 2 調査を実施する者の名称 浜 田 市
- 3 調査区域
 - (1) 浜田地域 長沢町 3、長沢町 4、長沢町 5
原井町 4、原井町 5、原井町 6
後野町 1、後野町 2、後野町 3
 - (2) 金城地域 小国 1、小国 2、小国 3
 - (3) 三隅地域 岡見 4、岡見 5、岡見 6
- 4 調査期間 告示の日から令和 8 年 3 月 31 日まで